

業務継続計画（BCP）

— 自然災害編 —

(令和6年4月策定)

(令和8年4月改訂)

神河町地域包括支援センター（介護予防支援）

I 総論

1. 基本方針

本計画は、大地震等の自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、指定介護予防支援の提供を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合でも可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順を示すものである。

2. 推進体制

主な役割	役職等	担当
統括責任	管理者	丸尾 計子
BCPの策定及び見直し	社会福祉士	高津佐 智香子
職員への研修・訓練の計画	社会福祉士	高津佐 智香子

3. リスクの把握

- 想定最大規模降雨量を観測したときの被害



●神河町震度6強の地震を観測したとき建物の被害

<建物被害>

揺れによる建物倒壊棟数 (全壊) 189棟 (半壊) 1,243棟

液状化による建物倒壊棟数 (全壊) 16棟

火災による焼失棟数 1棟

<人的被害>

建物倒壊(冬早朝5時) 死者数 12名 負傷者数 89名 重症者数 5名

火災(焼死者数)(冬夕方18時) 風速6m/s未満 1人 風速6m/s以上 1人

建物被害による避難者数 1,012人

●山崎断層(大原・土万・安富・主部南東部)の神河町への被害想定

<建物被害>

揺れによる建物倒壊棟数 (全壊) 2棟 (半壊) 8棟

液状化による建物倒壊棟数 (全壊) 2棟

がけ崩れによる建物被害棟数 (全壊) 2棟 (半壊) 5棟

火災による焼失棟数 冬早朝5時・春夏秋冬昼間12時・冬夕方18時 いずれも1棟

<人的被害>

建物倒壊(早朝5時・昼間12時・夕刻18時) 死者数 1名 負傷者数 1名 重症者数 1名

がけ崩れによる人的被害 0名

火災(焼死者数) 風速6m/s未満 いずれの時刻も1人 風速6m/s以上 いずれの時刻も1人

建物被害による避難者数 5人

断水による避難者数 1日後 73人 / 4日後 57人 / 1か月後 42人

避難者総数 1日後 78人 / 4日後 78人 / 1か月後 53人

帰宅困難者数 3,342人

<交通被害>

道路:越知方面 落石や斜面崩壊により道路寸断3~7日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)

橋梁:損傷箇所なし

鉄道:1か月、2週間

<ライフライン>

上水道:管被害箇所数 3箇所 断水率 0.02% 復旧日数 92日

断水人口 1日後 203人 / 4日後 61人 / 1ヶ月後 44人

下水道:管被害箇所数 440箇所 管被害率 0.45% 復旧日数 3日

断水人口 1日後 46人 / 4日後 4人 / 1ヶ月後 0人

電気:停電軒数 0件

ガス:供給停止戸数 0戸

通信:(固定電話・ネット回線)被災回線数 50回線 被災率 1.0%

(携帯電話)ドコモネットワークへの影響 0.5万人 通信が殺到し、通信がつながりにくい。

4. 当事業所で想定される影響

地震災害（震度6以上）による最長3日間のライフラインへの影響を想定する。

停電及び断水（上下水道）の期間を3日間とする。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	非常用電源→			復旧	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄分→			給水車	→				
生活用水	井戸水→			貯水活用	→	→	→	→	→
携帯電話	停止→	復旧	→	→	→	→	→	→	→
メール	停止→	通常→	→	→	→	→	→	→	→
道路	通行止め→		部分復旧→						

5. 優先業務について

当事業所の職員は、地域包括支援センター業務並びに神河町災害対策本部における要援護者支援班を兼ねることから、発災後24時間以内は、自分の命も含め人命の保護を最優先する。

6. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

職員に対してBCPの内容に関する研修を行うとともに、新規採用時には必ず研修を実施する。また、年1回机上シミュレーション訓練を行い、訓練後判明した新たな課題とその解決策をBCPに反映させる。また、BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。

II 平常時の対応

1. 自然災害発生に備えた対応

①持ち出しが可能な利用者名簿の作成

記載事項：氏名、生年月日、住所、複数の緊急連絡先、連絡手段、優先順位

事業所内の職員で利用者名簿を共有しておく。

安否確認 優先順位	想定	具体例
A	緊急入院・緊急ショート のケース	<ul style="list-style-type: none"> 人工呼吸器、吸引、在宅酸素療法などの生命維持装置が必要な人 透析が必要な人（発災後の移動が困難な場合） 独居や日中独居などにより家族の支援が受けられない、認知症がある人や要介護の人 自宅が危険なケース（危険地域又は家屋の危険性など） 利用者の介護者も高齢や介護が必要なケース

B	民生委員等の地域の人に連絡をしておきたいケース	<ul style="list-style-type: none"> ・独居や高齢者世帯で、近隣に家族がいない人 ・精神障がいなどにより、判断に支援が必要な人 ・利用者の家族も障がいなどで判断や行動に支援が必要なケース ・緊急ショート等を利用してほしいが、本人が拒否して自宅にいるケース ・自宅の環境が心配なケース（家屋の危険性など） ・外国人で言葉の壁があるケース（日常会話はできてても災害時に使用する言葉が理解できない）
C	本人・家族への声かけするケース	<ul style="list-style-type: none"> ・吸引や在宅酸素療法などの電源確保が必要な人 ・自閉症などにより避難先の検討が必要な人 ・日中独居（家族で対応が可能か確認）
D	特に動く必要のないケース	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で状況判断し逃げることができる人 ・関わることができる家族がいるケース ・要介護状態でも家族がいるケース

②避難行動要支援者名簿への登録勧奨

避難に支援が必要な利用者については、町の避難行動要支援者名簿への登録を勧奨するとともに、名簿登録者の台帳を管理し、状況等の変化があった場合は、町に対して登録内容の更新を行う。

③個別避難計画の作成

避難の際に近隣支援者に特別な介助等の協力が必要な場合には、自主防災リーダーや民生委員とともに避難方法を検討し、個別避難計画を作成しておく。

④災害時主任ケアマネ・相談支援専門員連絡会への参加

平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意するとともに、他の居宅介護支援事業所等と事前の検討や協力関係を構築しておく。

⑤職員間、関係機関等の緊急連絡網の作成

2. 建物・設備の安全対策

- ①事務所内のキャビネット・棚については、転倒落下防止策を講じる。
- ②不安定に物品を積み上げず、日頃から整理整頓を行い、転落を防止する。
- ③消火器等の設備点検を定期的実施する。

3. 電気が止まった場合の対策

自家発電機：400kw×8時間使用可能

4. 水道が止まった場合の対策

3 L/人/日×4人分（職員含む）×3日=36 L（100ポリ容器4個）を備蓄し、定期的を使用し、新しいものと入れ替える。

5. 通信が麻痺した場合の対策

電話、携帯電話等の不通時は無線を使用できるようにしておく。

周波数 145.50 / コール JK3ZUH

6. システムが停止した場合の対策

当事業所は浸水リスクが想定されているため、神河町役場本庁舎にサーバを設置しておく。

当事業所は2mの浸水が想定されていることから、重要書類についてはすぐに持ち出せるようにファイルに赤ラベルを貼っておく。

7. 必需品の備蓄

被災時に必要な備品をリストに整理し、備蓄しておく。定期的にリストの見直しを行い、賞味期限や使用期限のあるものは、新しいものと入れ替える。

様式6：備蓄品リスト								
No.	品目	備蓄量	内数	過不足量	単位	保管場所	担当課	調達先
1	マスク（不織布製マスク）	300	50枚		箱	神崎支庁舎	健康福祉課	
2	N95マスク	10			個	〃		
3	体温計（非接触型体温計）	4			台	〃		
4	ゴム手袋（使い捨て）	400	100枚		箱	〃		
5	フェイスシールド	50			枚	〃		
6	ゴーグル	10			個	〃		
7	使い捨て袖付きエプロン	60			枚	〃		
8	ガウン	40			枚	〃		
9	防護セット（キャップ・マスク等）	25			セット	〃		
10	次亜塩素酸ナトリウム液					〃		
11	消毒用アルコール	50	1ℓ		本	〃		
12	ガーゼ・コットン					〃		
13	トイレトーパー	120			ロール	支庁舎 防災倉庫	防災担当	
14	ティッシュペーパー					〃		
15	石鹼・液体せっけん					〃		
16	紙おむつ 大人用	370			枚	〃	防災担当	
17	紙おむつ 子供用	250			枚	〃		
18	生理用品	1400			個	神崎支庁舎		
19	粉ミルク	620			袋	〃		
20	哺乳瓶	66			個	〃		
21	毛布	134			枚	〃		
22	タオル	300			枚	〃		
23	懐中電灯	40			個	〃		
25	仮設トイレ	5			個	〃		

Ⅲ 緊急時の対応

1. BCP発動基準

<地震>

- ・ 神河町域において、震度6強以上の地震が発生したとき。
- ・ 神河町域で震度5以下の地震であっても、神河町災害対策本部が設置されるとともに、神河町域で甚大な被害が発生し、本部が必要と認めたとき。

<水害>

- ・ 神河町域において、大型台風の直撃が見込まれるとき。
- ・ 豪雨による大規模な河川氾濫や土砂災害などにより、神河町域で甚大な被害が発生し、本部が必要と認めたとき。

【出動基準】

出動指令	出動区分	備考
第1号 ※震度4以上の地震を観測したとき	管理職職場待機	他職員自宅待機
第2号 ※震度5以上の地震を観測したとき	管理職及び関係職員	他職員自宅待機
第3号 ※震度6以上の地震を観測したとき	全職員出動	

2. 行動基準

災害発生時は、自身及び利用者（勤務外時は家族）の安全確保、避難、命を守る行動を行い、火災や建物倒壊等の2次被害への対応を行う。職員は、原則として、参集基準に基づき、勤務時間の内外を問わず、直ちに配備につく。

3. 災害が予測される場合の対応

大型台風の直撃が見込まれるなど、事前に災害が予測される場合は、気象情報を収集しながら、ショートステイの空き状況等を確認するとともに、利用者に避難袋等の準備の声かけを行う。

大型台風の直撃が見込まれる半日又は前日に、災害時主任ケアマネ・相談支援専門員連絡会（オンライン）を開催し、情報収集や避難の必要な利用者の確認などを共有し、緊急ショートステイの調整、民生委員や協力者等へ情報提供を実施する。

4. 対応体制

当事業所の職員は、地域包括支援センター業務並びに神河町災害対策本部における要援護者支援班を兼ねることから、発災後24時間以内は、自分の命も含め人命の保護を最優先する。

【要援護者支援班】

	担当	職名	氏名	職名	氏名
	班長	課長	藤原 栄太		
	副班長	特命参事	丸尾 計子		
情報担当	機材班	主事	松本 敬大		
	記録班	主事	後藤 百葉		
	連絡班	課長補佐	瀬良 志穂美		
支援担当	高齢者支援担当	副課長	羽岡 直子	主任保健師	日野 真美
		係長	高津佐 智香子		
	障がい者支援担当	課長補佐	榎 良裕	係長	織田 みゆき
	妊産婦支援担当	主任保健師	宮寄 広恵	主任保健師	林 亜里紗
	栄養・食生活支援担当	管理栄養士	中島 美咲	保健師	田村 優果
	医療・感染症対策担当	副課長	難波 このみ		

5. 対応拠点

浸水の恐れがない場合は、事業所事務所とする。浸水の恐れが高い場合は、神河町役場本庁舎とする。

6. 安否確認の実施

【勤務中】

- ・事業所内の職員の安否確認を実施するとともに、訪問活動中の職員の安否を確認する。
- ・訪問活動中に被災した場合は、自身・利用者の安否、帰庁可否について、要援護者支援班の班長に報告する。

【勤務外】

- ・自宅当で被災した場合は、自身・家族の安否、出動可否を要援護者支援班の班長に報告する。

7. 職員の参集基準

職員は、原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに配備につく。ただし、次の者は動員対象から除外できる。

- ①職員自身が、療養中又は災害発生による疾病の程度が重症である場合。
- ②親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、職員が付き添う必要がある場合。
- ③自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合。
- ④同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合。
- ⑤自宅又は親族の居住する住宅が被害を受け、職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合。

勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、上記に該当する者は可能な限り速やかに所属

長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

参集する際は、ラジオ・テレビ等により、災害の状況、風水害関連情報等を収集し、応急活動に便利で安全な服装で、手拭い、水筒、食料、携帯ラジオ、懐中電灯等の必要な用具を出来る限り携行する。

なお、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されている時はこれに参加するものとし、道路状況あるいは交通機関の途絶等のため参集場所に赴くことができない時は、それぞれ最寄りの避難場所又は町内出先機関等に赴き、当該施設の長の指示に従って職務に従事することとし、その旨を所属長に連絡する。

職員は、勤務時間外において、非常災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに速やかにあらかじめ定められた参集場所に参集する。また、居住地の周辺及び参集場所に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長又は情報連絡班(34-0961/34-0968)へ連絡する。(町地域防災計画P116-118、P218-220)

8. 施設内外での避難場所・避難方法

【事業所内】

- ・浸水の恐れがない場合は、事業所内で待機する。
- ・浸水の恐れがある場合は、事業所内の職員とともに、神崎小学校2階へ避難する。

【事業所外】

- ・帰宅が困難な状況の場合は、訪問先付近の安全な場所へ避難する。

9. 重要業務の継続

災害発生後	出勤率	業務及び職員の管理
24時間以内	40% 2名/5名	職員の安否確認 事業所の被災状況確認 職員の家族の安否確認 要援護者支援班業務を優先する
24～72時間	60% 3名/5名	職員の勤務のローテーション 地域の被災状況の把握 利用者の安否確認(独居等孤立リスクの高い者) とともに、福祉避難所等への避難支援の実施
72時間～7日	100% 5名/5名	職員の健康状態・メンタルヘルスの確認 委託先の居宅介護支援事業所の被災状況の確認 委託先の利用者の安否確認作業の分担 サービス事業者の被災状況の把握し、サービスの代替等の調整 利用者の安否確認とともに、生活状況(栄養状態、衛生面等)の確認とこころのケアの実施 避難先におけるサービス提供の調整

8日～14日まで	100% 5名／5名	職員の勤務時間・休日・休暇の確認 利用者への防災情報提供
15日～1か月まで	100% 5名／5名	通常業務の段階的再開 職員の健康管理

当事業所の職員は、地域包括支援センター業務並びに神河町災害対策本部における要援護者支援班を兼ねることから、発災後24時間以内は、自分の命も含め人命の保護を最優先する。

10. 事業所の復旧対応

事業所内外の被害のあった箇所を写真に撮って記録し、神河町災害対策本部に報告する。修理等については総務課と協議する。

IV 他事業所等との連携

1. 連携体制の構築

事業所や職員が被災した場合でも、利用者への介護予防支援が提供されるように、他の介護予防支援事業所並びに居宅介護支援事業所との連携体制を構築しておく。

①災害時主任ケアマネ・相談支援専門員連絡会の開催

平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意するとともに、他の居宅介護支援事業所等と事前の検討や協力関係を構築しておく。

②緊急時用の介護支援専門員連絡先一覧の作成

③ケアマネ連絡会において災害に関する研修会の開催

④介護支援専門員・相談支援専門員用災害時対応タイムライン及びトリアージシートの活用

2. 地域との連携

災害時に利用者の安否確認や避難支援、生活支援を的確に行うために、平常時から地域の支援者との連携体制を構築しておく。

①利用者への避難行動要支援者名簿への登録勧奨の実施

②利用者の個別避難計画の作成

避難の際に近隣支援者に特別な介助等の協力が必要な場合には、自主防災リーダーや民生委員とともに避難方法を検討し、個別避難計画を作成しておく。

③地域の防災訓練への参加

④民生委員・児童委員との交流会の開催

年に1回、町内在勤の介護支援専門員・相談支援専門員とともに、民生委員・児童委員との交流会を開催し、顔の見える関係づくりをしておく。